

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 土地改良事業の認可

市営土地改良事業の認可
土地改良区の定款変更の認可
移入禁止区域の解除
種畜証明書の交付
土地の公用廃止

◇公告 昭和三十五年度保母試験の合格者

告示

鳥取県告示第四百四十六号

鳥取市桜谷土地改良区から申請のあつた新たに行な
うとするかんがい排水土地改良事業は、土地改良法（昭

和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項におい
て準用する同法第十条の規定により、昭和三十五年九月
十五日認可した。

昭和三十五年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十七号

上灘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとす
るかんがい排水及び農道土地改良事業は、土地改良法（
昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項にお
いて準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十
五年九月十五日認可した。

昭和三十五年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十八号

昭和二十四年十二月十五日付けをもつて、倉吉市長か
ら申請のあつた市営土地改良事業（若土地区）は、土地

改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三において準用する同法第四十九条の規定により昭和三十五年九月十五日認可した。

昭和三十五年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を、

昭和三十五年八月三十日認可した。

昭和三十五年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

谷 土地改良区

五ヶ井手

大井手

湖東大浜

鳥取県告示第四百五十号

昭和三十五年五月鳥取県告示第二百二十五号による鶏、あひるその他ニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域（京都府）の指定は、昭和三十五年九月二十日限り解除する。

昭和三十五年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十一号

鳥取県告示第四百五十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和三十五年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	名号	種類	生年月日	産地	父血	母血	級別	飼養者住所氏名
昭三五鳥地第一号	正春	黒毛和種	三四、五、二三	鳥取県西伯郡	第六栄光 黒四、三六一	ことぶき 黒二二二、三二四	二級	西伯郡岸本町 加川 潔
第二号	仲山	"	四、三〇	"	第十二栄光 黒高、五二	まさはる 黒一八三、六六六	"	野口 宗一郎
第三号	弘源	"	"	米子市	第六栄光 黒四、三六一	さかえ一 黒二八四、四九七	"	加川 岸本町 潔
第四号	誉名	"	四、二三	西伯郡	憲山 黒五、八六七	とみた 黒二三七、二八六	"	境港市竹内 山本 憲
第五号	武山	"	四、二一	"	第十二栄光 黒高、五二	かとう 黒六四、二八五	"	西伯郡岸本町 加川 潔
第六号	花河	"	五、二八	東伯郡	花秀 黒三、六四五	たみ一 黒八四、九〇八	"	東伯郡東伯町 亀本 又藏
第七号	栄政	"	三、五	倉吉市	米松 黒五、一五四	第五やまべ 黒一五四、六二八	"	松田 政知
第八号	花若	"	五、二六	"	花政 黒四、九〇六	やすみ 黒三六五、〇二七	"	飛村 常藏
第九号	花豊	"	六、四	"	"	かちた 黒一一四、四六七	"	西村 節夫
第一〇号	花寿	"	"	"	花秀 黒三、六四五	ことぶき 黒一八七、八〇八	"	山根 芳藏
第一一号	花谷	"	六、一六	"	花政 黒四、九〇六	たにだ 黒二三三、七七三	"	野見 三朝邦一

第一二〇号	真喜	〃	〃	〃	八頭郡	秀村、六九一	やすね	八頭郡船岡町
第一三〇号	竜桜	〃	〃	〃	〃	黒三十七、一三三	黒三十七、一三三	上田長蔵
第一四〇号	頼寿	〃	〃	〃	〃	第八はながき	〃	河原町
第一五〇号	吹雪	〃	〃	〃	〃	黒一七、〇六七	〃	田中
第一六〇号	春菊	〃	〃	〃	〃	もりくら	〃	川元
第一七〇号	朝寿	〃	〃	〃	〃	黒二〇五、九六五	〃	元憲
第一八〇号	桑村	〃	〃	〃	〃	ふぶき	〃	加賀田
第一九〇号	晴秀	〃	〃	〃	〃	黒二九六、一六九	〃	八東町
第二〇〇号	遠藤	〃	〃	〃	〃	このはな	〃	瀬戸
第二一〇号	菊岩	〃	〃	〃	〃	黒三四七、〇九三	〃	八東町
第二二〇号	〃	〃	〃	〃	〃	あさ	〃	福本
第二三〇号	〃	〃	〃	〃	〃	黒三三、二六四	〃	用瀬町
第二四〇号	〃	〃	〃	〃	〃	第二ふくのかみ	〃	福本
第二五〇号	〃	〃	〃	〃	〃	黒二六、六二七	〃	田中
第二六〇号	〃	〃	〃	〃	〃	第二まへみつ	〃	田中
第二七〇号	〃	〃	〃	〃	〃	黒二一七、〇五九	〃	小松
第二八〇号	〃	〃	〃	〃	〃	みつぎく	〃	河原町
第二九〇号	〃	〃	〃	〃	〃	黒三四七、一〇五	〃	金谷
第三〇〇号	〃	〃	〃	〃	〃	第五きくやす	〃	船岡町
第三一〇号	〃	〃	〃	〃	〃	黒三三三、〇九一	〃	上田

鳥取県告示第四百五十二号
 次の土地は、昭和三十五年九月八日からその公用を廃止した。

昭和三十五年九月二十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	地目又は品目	面積又は数量
西伯郡名和町大字御来屋一五五ノ七地先	道路敷	一二、一一坪	
西伯郡名和町大字御来屋五六一ノ三地先	道路敷	七、三八坪	
米子市長砂町七七五ノ一	山林	五八、二四坪	

鳥取県告示第四百五十三号
 次の土地は、昭和三十五年九月七日からその公用を廃止した。
 昭和三十五年九月二十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

関係図面は土木部管理課に保管

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第二項の規定により施行した昭和三十五年度保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十五年九月二十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

全科目合格者
 佐々木絢子 甚川 弘子 後藤 文子

一部科目合格者
 志智加代子 岩田 花江 泉 瑞子
 林 美枝 野間田幸子 檜 和子
 石崎 京子 和多田信子 仲矢喜代子
 清水 幸子 正岡 淑子 安藤 幸子
 影山 俊子 天野 望子 森本 弘子
 村上 里子